

第 22 回高知県屋外広告物審議会 議事録

令和 8 年 2 月 1 2 日 (木) 15 時～16 時
高知県立県民文化ホール 第 11 多目的室

《出席者》

審議会委員：広末委員、岡崎委員、田原委員、大倉委員、重山委員、中橋委員、北山委員、
楠瀬委員 (計 8 名)

幹 事：歴史文化財課長、経営支援課長 (代理)、観光政策課長、道路課長 (代理)、
都市計画課長、県警本部生活安全企画課長 (代理) (計 6 名)

事務局：高知県土木部都市計画課 (計 4 名) 合計 18 名

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より第 22 回高知県屋外広告物審議会を開催いたします。
私は、議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、本審議会事務局の高知県土木部都市計画課課長補佐の窪内でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。配布資料は、上から順に次第、出席者名簿、配席図、高知県屋外広告物条例及び施工規則、そして、「資料－1」と記載しております第 21 回屋外広告物審議会の意見とその対応についての説明資料、「資料－2」第 22 回高知県屋外広告物審議会議案書、「資料－3」議案説明資料そしてパンフレットです。不足がありましたら、事務局にお知らせください。

はじめに、開会に際しまして、高知県土木部都市計画課長の中西より挨拶を申し上げます。

(中西課長)

高知県土木部都市計画課長の中西でございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。最初に、委員の皆さま方には日頃からお忙しいにもかかわらず、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県の行います都市計画行政に多大なご協力いただき、あわせて感謝を申し上げます。

当審議会は、高知県屋外広告物条例に規定された審議会で、屋外広告物や掲出物件に関する重要事項の調査・審議や、知事が屋外広告物の規制区域を指定・変更・解除する際、審議会の意見を聴取し、指定を行うことが条例で規定されております。

これまでも、高規格道路整備に伴う新たな規制区域の指定や、広告景観形成地区の指定などについてご審議をいただいております。

今回は、四国8の字ネットワークの一部を形成する窪川佐賀線のうち、四万十町西 IC から黒潮拳ノ川 IC の間、中村宿毛道路のうち、平田 IC から宿毛和田 IC の間について、周辺区域に屋外広告物の規制区域を新たに指定する議案について、諮問をさせていただきます。

詳細につきましては議事の中で、事務局からご説明いたしますので、委員の皆さま方には、それぞれの専門分野の観点から、忌憚のないご意見をいただきまして、適切にご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

さて、本日の審議会は、高知県屋外広告物条例施行規則第35条第4項に定める成立要件である過半数の出席を満たしているということをご報告いたします。

議事に入ります前に、委員の委嘱以降最初に開催されました前回第21回審議会にご出席されていない方もいらっしゃいますので、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

当審議会会長のカラーオフィスパーソナル代表の大倉美知子様でございます。高知商工会議所副会頭の広末幸彦様でございます。高知県広告美術協同組合理事長の岡崎勲様でございます。高知県広告美術協同組合副理事長の田原政範様でございます。松井様がまだ到着されていないため、次の方に移ります。弁護士の中橋紅美様でございます。高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科准教授の北山めぐみ様でございます。楠瀬るいこ設計事務所代表の楠瀬路易子様でございます。大木様がまだ到着されていないため、次の方に移ります。本日はオンラインで出席いただいております高知工科大学システム工学部教授重山陽一郎様でございます。

なお審議会には臨場していただくことが原則となっておりますが、高知県屋外広告物条例施行規則第38条に、審議会運営に関し必要な事項は会長が定めるとされており、重山委員のオンライン出席につきましては、大倉会長から承認を得ておりますことをお伝えいたします。委員のご紹介は以上でございます。

それでは、議事進行を、高知屋外屋外広告物条例施行規則第34条において、委員の互選による選出で定められております。大倉会長をお願いいたします。

(大倉会長)

大倉でございます。座ったままで失礼いたします。会長として一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、第22回高知県屋外広告物審議会にご出

席頂き、誠にありがとうございます。前回の第21回審議会は、実に6年ぶりの開催でしたが、今回は1年ぶりの開催となり、皆様におかれましても記憶に新しいところかと存じます。

さて、昨今の選挙やオリンピックなどを通じ、屋外広告物が持つ効果や、その在り方について、改めてお感じになられている点も多いことと存じます。本審議会は、屋外広告物の観点から県政の施策が県民の財産や安全を損なうことのないよう公正かつ慎重に審議を行う重要な機関でございます。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、審議の運営に当たりましては、公正で適正な運営に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会では会議録を作成して、その会議録に委員の代表の方に、2名に署名をしていただくことになっておりますので、私のほうから、会議録署名委員について指名させていただきます。

今回の会議録署名委員は岡崎委員と中橋委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、議事に入ります前に昨年度開催いたしました第21回屋外広告物審議会において、各委員の皆様から出た意見に対して、事務局よりその後の対応とした説明がございます。

それでは事務局より説明をお願い申し上げます。

(事務局)

高知県土木部都市計画市街地整備担当の麻生と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは資料1の前回開催されました第21回屋外広告物審議会の意見とその対応について、説明をいたします。1ページをご覧ください。

前回審議会の委員の皆様からいただいた意見としまして、課題となりうるものを抜粋いたしました。その対応としまして、以下の3つ。特に①の都市計画課ホームページに新たな記事の作成を中心に対応を図りました。

ホームページにつきましては、後にどういった形で公開をしているのかお見せをいたします。

ホームページの内容としまして、禁止地域等や許可地域等の説明、その指定地域についての情報が分かるようにしております。

また、その指定までの一般的な流れや高知県内の道路整備状況の情報が分かるようにし、規制に関連する情報が一連で収集できるようにしております。

他にも高知県屋外広告物の手引の更新としまして、主には条例等の改正による情報更新

をしており、さらに、審議会意見を経まして、展望可能なものについての補足文を加えるようにしております。

手引きにつきましては製本に限らず、都市計画課ホームページからも確認することができ、更新につきましては令和8年3月末に行います。

そして、関係機関への周知としまして、建築指導課へ屋外広告物に関するチラシを設置しており、順次、他の関係機関にも広げていこうと思っております。

また、改めて各土木事務所の窓口でも、情報をお伝えできるような体制づくりの指示をしております。場合に応じてですが、関係する市町村の共有等も徹底するようにいたします。以上が対応の内容ととなります。

それでは次にホームページをお見せしていきます。

今、スクリーン上にありますのが高知県のホームページになり、高知県のホームページを開きましたら、右上の組織から探すを選択していただき、土木部の都市計画を押すと、都市計画課のホームページを開くことができます。

その中で、市街地整備担当というところに屋外広告物がございまして、こちらを押すと、屋外広告物に関する記事に飛びます。今回追加したのが、道路沿いの屋外広告物の申請についてというところになります。時間の関係もございまして、新たに作成した記事に対してだけの説明になりますがご了承ください。

今回、新たに作成した記事を順に説明をしていきます。

まず屋外広告物等の掲出に関して、県では規制区域を設けております。その規制区域としまして、禁止地域等として、屋外広告物の掲出ができない地域。許可地域等として、広告物の掲出に許可申請が必要な地域。という区域を指定をして規制をしております。屋外広告物規制区域についてはこちら。というところは、新たに規制区域の追加がされたときに更新される記事となっております。現在ですと、前回の審議会で決定しました高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間で規制対象となっていることを紹介をしております。今回の審議会を経て答申され、告示しますとこちらの記事が更新されます。

この記事の下に、添付資料として、今現在、指定している禁止地域等と許可地域等の全地域を閲覧することができます。また、屋外広告物規制位置図として、高知県全体の規制区域を図示化しているものも掲載しております。

次に、規制内容について、禁止地域等や許可地域等がどういったものか、一般の方々が簡単に確認ができるよう資料を付けております。

次に、展望可能なものの取扱いというところで、展望可能なものがどういったものかこ

ちらで詳細に取上げております。こちらにも資料を付け、簡単に確認ができるようにしております。

次に、禁止地域等・許可地域等の指定までの流れとして、一般的な流れになりますが、規制区域の指定がされるまでの手順を説明している資料を掲載しております。

次に、高知県内の高規格道路等の整備状況として、高知県道路課が整備状況や開通予定について公開しておりますので、その記事にリンクするようになっております。この記事内にある資料から整備状況等が把握できるようになっております。

また、実際に屋外広告物を申請していただく方には、様式や電子申請サービスも行っておりますので、広告物を設置される管轄事務所へ電子申請ができるようにしております。

また、詳細な情報を知りたい方は、問合せ先に各関係機関を記載しておりますので、こちらを見ておかけください。

以上が、前回審議会の意見とその対応についてというところの説明になります。

(大倉会長)

事務局様ありがとうございました。

前回の皆様からのご意見をもとに、都市計画課さんが改善をしてくださっておりますが、ご質問や改善、要望などはございませんでしょうか。

(楠瀬委員)

前回のご意見が反映されているものと思いますけれど、こういうこともしたらどうかなということで一つ申し上げたいと思います。

例えば、チラシの中に先ほどのホームページにリンクしたQRコードを表示していただくと同時にそこへアクセスすることができますので、そういう風にしていただけたらと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。対応できるものと思っておりますので、検討いたします。

(大倉会長)

ご説明頂くと、こうやって飛んでいけるんですけども、中々そこに直接アクセスするのは難しく、QRコードでもそれぞれリンク先があると思いますので、2, 3種類必要かと

は思いますけれども、ニーズに合わせてご対応頂ければと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、議事に入らせていただきます。どうかスムーズな会議の運営にご協力頂きますようお願いいたします。

本日、審議をいただきます議案につきましては、自動車専用道路における許可地域等の指定の追加の議案が提出されております。まず、事務局から一括して説明を受けた後、皆様のご意見を頂きたいと存じます。それでは事務局は議案説明をお願いいたします。

(事務局)

高知県土木部都市計画市街地整備担当チーフの小松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず高知県知事から高知県屋外広告物審議会会長あてに諮問されました文書を読み上げます。

7高都計第568号、高知県屋外広告物審議会会長様

高知県屋外広告物条例第50条第2項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

令和8年1月6日高知県知事濱田省司

記

1自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について

都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線(予定地を含む。)から、側方へ500メートル以内の区域で、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間(展望可能なものに限る。)

中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域(展望可能なものに限る。)

以上が諮問しました内容となります。

次に2ページをお開きください。議案書でございます。

1行目、自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について、2行目に移りまして、高知県屋外広告物条例第5条第7項に掲げる区域について、以下の区域を追加する。

追加する区域ですが、先ほど知事から諮問文書で読み上げた区域と同じですので、省略いたします。

次にお移りください。参考といたしまして、高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定の告示のうち、許可地域等の抜粋の新旧対照表を記載をしております。

赤字部分が訂正箇所であり、右側が現在の文書を、左側が新たに訂正及び追記となる文書

文面となります。詳細の説明につきましては、この後お配りしています資料3及び前方のスクリーンで説明いたします。

それでは、資料3の1ページをご覧ください。

まず、屋外広告物審議会につきまして、簡単にご説明いたします。屋外広告物条例の第50条1項として、広告物及び掲出物件に関する重要事項を調査審議をするため、審議会を開くこととされております。

次に、2項としまして、今回お諮りしている許可地域や禁止地域を指定に変更解除するときは、知事は審議会による意見を聞かなければならないという定めがございます、今回審議会を開かせていただいております。

それでは、本日の審議内容についてご説明いたします。3ページのほうをご覧ください。今回お諮りする許可地域を追加したい箇所は2か所でございます。

まず、窪川佐賀線ですが、都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）から、側方へ500メートル以内の区域で四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間、（展望可能なものに限る。）でございます。

次に、中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）でございます。

次に、4ページの概略の平面図を合わせて説明いたします。

窪川佐賀線につきましては、現在、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの間として、許可地域として追加をする範囲を青い矢印で表示しています。前後の四万十町中央インターチェンジと西インターチェンジ、それと黒潮拳ノ川インターチェンジと黒潮佐賀インターチェンジ間につきましては、現在工事が進められており、開通の目処が立ち次第追加をしていくよう考えております。禁止地域につきましては、全線指定済みになっておりますので、今回は真ん中の四万十町西インターチェンジから拳ノ川インターチェンジの間の許可地域のみを指定することとしております。

次の5ページをお願いします。中村宿毛道路につきましては、四万十町インターチェンジから平田インターチェンジまでの間につきましては、既に許可地域の指定をしております。今回、平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジまでの間につきましては、許可地域の指定の追加をすることとしております。なお禁止地域につきましては、この区間全線指定済みとなっております。

6ページのほうに移ります。これまでご説明しました2か所について簡単に図にまとめ

ております。

まず、縦に黒で塗られているのが道路になり、赤色のハッチングでは禁止地域を示し、紫色のハッチングでは、指定済みの許可地域を示しております。今回、青色のハッチングの範囲として、中村宿毛道路では、平田から宿毛和田までの間、窪川佐賀線では、四万十町西インターチェンジから拳ノ川インターチェンジの間を新たに許可地域として指定するというものでございます。

資料の説明は以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

(大倉会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局が説明した内容についてお諮りしたいと思いますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

なければ私からよろしいでしょうか。

今回の許可地域の追加のタイミングについて、教えていただいてもよろしいでしょうか。

もしよろしければホームページの資料を頂いておりますので、許可地域等の指定という流れとして、禁止地域等の指定と違うように思いますが、合わせて説明をお願いいたします。

(事務局)

今回、通常ですと、高規格道路の開通というものが明らかになった後に、既存物件調査を行い、関係機関への周知等も必要に応じて進めて、審議会でお諮りをして追加するのが一般的な流れとなっております。

今回につきましては元々、山間部ということもあり、トンネルなど景色が広がらない状況が多くある箇所でした。それに加え、広告物を設置できるような箇所というのは極端に少ないということがあり、開通後すぐに規制をかけるということに至っていなかったというところでございます。

(大倉会長)

ご説明ありがとうございます。

その上で、車に乗車されて調査をされたと思いますが、そのときの状況をご説明頂けますでしょうか。

(事務局)

今回の2か所につきましては、我々の目線から展望できる範囲に、許可が必要となる屋外広告物はありませんでした。

(大倉会長)

今後もどんどん延伸をしていく場合にも、乗車されて実際に調査をしていかれることだと思います。また、前回から課題になっているビルなどで隠れていて、見えない場合でも、対象となるというところをホームページなどでも強くアピールできるように、周知をしていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。

(北山委員)

許可地域の範囲は道路上だけであって、乗り口や降り口の周辺は許可地域などには、あたらないのでしょうか。

(事務局)

基本的には本線からの区域指定になっておりますので、乗降部分も含めた区域指定はしていません。例えば今回ですと、国道 55 号が沿線にあり、55 号側でも区域指定しているため、結果的に乗降部分についても規制範囲に入っています。また、禁止地域の 100m や許可地域の 500m の範囲内に入る事がほとんどです。

(大倉会長)

その件に関して、本線にのみとかインターチェンジを除くなどの文言がどこかに記載されているところがあれば教えていただければと思います。

行政の方々は、その辺はよくお分かりだと思いますが、私も一市民として、最初の頃は非常に疑問でした。インターチェンジと本線がどこまでといったお示しを頂ければ大変ありがたいと存じます。

(事務局)

現状ですと、特にそこまで詳しい記載をしているものはございません。

検討いたします。

(中橋委員)

先ほどの説明で今回許可をするのは、実際、山間部やトンネルばかりで広告物が掲げられるような状況ではなかったというお話ですが、今回はどういう経緯で指定追加になるのでしょうか。

(事務局)

既存の状況を把握していきながら、将来的にはこういった山間部であっても規制をかけていく方向で事務局としては考えております。

(中橋委員)

運用を見直したということなんですか。

今までは、実際に広告物を立てられるかどうかというようなところを判断して、指定するしないを考えていたが、運用を変えて、道路が開通するのであれば、許可地域や禁止地域の指定を機械的にしていくような方針に変えていくというお話と捉えてよろしいでしょうか。

(幹事 都市計画課長)

今回その状況をしっかり調査をしたところ、山間部が非常に多く、広告を立てるところがないということと既存不適格もなかったということも調査をした上で、許可地域を新たに今回かけさせていただくということで、審議会にお諮りするということです。

ですので、運用が前から変わっているとか、方針を変えたとかそういうことではございません。

通常、新たな規制をかけるということは、既存不適格が当然出てきます。なので、そこにどれだけあるのかということも考えながら指定する必要がございますので、しっかり調査する期間を設けた上で、お諮りするということで、ご理解いただければと思います。

(大倉会長)

もし今回、この許可地域の追加を認めないことになると、どんな不利益があつて、そして、許可地域を最初から禁止地域と同時に指定しないのは、県民にどういう不利益があるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

(事務局)

今回、仮に議案を認めないということになりますと、新たな許可地域となりうるところに規制ができなくなってきます。

また、同時指定につきましては、禁止地域は事業化の目処が立った段階で、すぐに禁止地域を指定しますが、許可地域の指定については、道路幅が計画の変更によって動くこともあるので、開通の目処が立った段階で、500メートルの範囲がどこまでかというのを調べた上で、許可をしていく方針としております。

(大倉会長)

ほかにはご質問等ありませんでしょうか。

課長もはじめ事務局様、ご説明ありがとうございました。

今回の審議会としては、原案を審議会の意見とすることで、知事に答申したいと存じますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(大倉会長)

ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

熱心なご質問、ご審議ありがとうございました。

本日付議がありました事項は以上でございます。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご熱心にご協力頂きまして、ありがとうございました。進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

本日は大変ご多用中のところにご出席を頂きまして、また熱心なご討議を頂きまして、誠にありがとうございました。1点事務局から連絡です。

会場までを車でこられた方で有料駐車場をご利用になられた方は、お手数ですが、返信用の封筒をお渡しいたしますので、後日領収書を事務局までお送りください。

以上をもちまして、第22回高知県屋外広告物審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様どうもありがとうございました。